

正誤表

本文中※印の個所には各々以下の脱字があります。訂正してお詫びします。

2ページ上段……カリキュラムの正式決定→カリキュラムが編成される段階から、四九年度教養部カリキュラムの正式決定

10ページ下段……〔I〕不法・不当な→〔I〕申請者の要望、疑問・質問にこたえること、〔II〕不法・不当な

25ページ下段……権利については明らか→権利については剥奪を続け、孤立化を策していく事は火を見るより明らか

26ページ下段……認識しておくべきである。そして→認識しておくべきである。我々は大学当局やその加担者の責任を追求する。そして

五月三日の会通信

17

新潟から.....
東京理科大学から.....
京都から.....
	31	25	1

1974.11

新潟から

資料1

行政措置要求書

昭和四九年一〇月一二日

人事院総裁 殿

申請者 佐藤 信行

国家公務員法第八六条および人事院規則一三一一の規定により、次とおり要求をします。

一、申請者

官 職 文部教官 講師
氏 名 佐藤 信行

住 所 新潟県新津市新町三丁目一〇一三三
生年月日 昭和一五年一月一日

要求の事由
以下の三点を骨子とする。

〔I〕 教授会の当該措置は、申請者をして、学校教育法等の定めるところの大学教官としての職務の遂行を、全く申請者の意に反して停止させようとしたものである。しかも分限ないし懲戒処分の手続きにもとづくことのない、全く法的手続きを欠いた不法なものである。

〔II〕 その上、教授会が、申請者に対する懲戒処分を見こして（四月二日の会議においてすでに懲戒処分動議が提出されている）、理

由にもならない理由ないしは、あいまいな理由にもとづいて、とりあえず応急の措置として、申請者に対して職務の遂行を停止させる措置をとつたことは、手続上の不法性とあいまって、それら理由においても全く不当である。

さらに、教授会が、手続きにおいて不法であること、理由においてあいまいであり、不当であることを、もっぱら法定の手続きを正式にふみさえすれば、すべてを正当化できると判断し、そのようにしか処理してこなかつたことこそ、もつとも根本的に不当である。

[III] さて、教授会が、手続きにおいて不法であること、理由においてあいまいであり、不当であることを、もっぱら法定の手続きを正式にふみさえすれば、すべてを正当化できると判断し、そのようにしか処理してこなかつたことこそ、もつとも根本的に不当である。

この三点を以下にもう少し詳細に明らかにする。

[I] (1) 申請者は、例年通りカリキュラムの正式決定（二月一三日教養課程委員会）、新学期への準備過程から、新学期開始、そして現在にいたるまで、「昭和四九年の授業担当からはずしてもらいたい」とか「昭和四九年度は研究に専念したい」というような意向を教養部当局に表明したことは一度もない。それどころか、申請者は、すでに準備過程で、おそらくどの教養課程担当教官よりも一早く、つまり持ち上がりの二年次乙ドイツ語の授業については、四八年度授業のおわり頃において、来年度授業の基本の方針を(A)学習の主体はあくまでも学生自身であること。(B)二年次乙ドイツ語は一年次の継続として行なうこと、というように、学生とともに確認すらしているのである。

(2) 申請者は、乙ドイツ語に関する先の学生との確認並びに、ここ数年間の甲ドイツ語授業についての総括及び独自テキスト作成への意気込みにもとづいて、二月末にドイツ語学科教

（※印の個所二四字脱落・三四頁参照）

務担当者に「四九年度教養科目講義概要」に掲載する文章（以下「掲載文」という）を提出した。ドイツ語学科にあっては慣例的にただ教科書名、教科書価格のみをのせることになっているので、申請者も、前記の意図を盛る表現の工夫をしながらも、その線に沿つた。

③ ①②により、申請者が、四九年度授業に對して、積極的、意欲的な姿勢を示していることはあつても、断じてその反対ではないことは明らかである。

貴人事院は、すでに昭和二年九月二三日に「教授会への出席停止措置の撤回等に関する行政措置の要求についての判定」において、次のような判断をくだされている。「：教授会が非難する行為が、たとえ教授会が認定したように、学生の教育上好ましくないものであり、申請者には、学生を教授し、その研究を指導する資格なしと判断させるに足るものであつたにせよ、その行為を理由に、申請者をして、その意に反し、職務の遂行を停止させるためには、法定の手続きにより、任命権者が行なう分限または、懲戒処分によることを要するものであり、その方法、理由のいかんにかかわらず教授会が申請者に対し、その職務の遂行を停止させる措置をとることは、許されないものと判断する」。

[II] (1) 教授会の四月一〇日の決議にもとづいて、教養部長が申請者に対して四月一三日付で発した「通知」において、当該措置をとるにいたった理由を二つ挙げているが、その一つである「四九年度の貴殿の授業計画」というのは、全く理由にならない理由であることを以下に明らかにする。

（四月一二日教養部長発言）のである。以後、印刷に付され新入生ガイダンス等において配付され、いまにいたるまで、当然のこととはいへ、申請者の掲載文は取り消されてはいない。

⑤ 従つて、教養部当局（とりわけ教務委員）が、その掲載文をもっぱら「四九年度授業担当をとり上げる」ための材料として、何となくドイツ語授業とはいえないような「ドイツ語授業」なる印象を一般の教官に植えつけるために利用した面を否定できない。というのは、すでに述べたように理由にならない理由でありながら、三月一六日から四月二日、九日、一〇日の各会議の段階を経過してなおかつ理由として挙げられてきたことが、そのことを裏づけているし、また教授会構成メンバーである教養部専任教官が、様々な専門・専攻分野の教官から成っていることによって、その言語観・語学観が語学教官からみて様々であると同時に、相当に偏つてゐることも十分にありうることであるからである。そして何よりも当の教務委員の教官（科目・社会学）が、からうじて申請者にもらしてくれたそれが、相當に一面的であることを示したのである。

⑥ その上、①～⑤にわたる申請者の主張に對して、それらの主張を肯定する発言はあつても、教養部当局をはじめ、だれかからもそれを否定する発言は一つもなされていない。

教授会が当該措置をとるにいたつたいま一つの理由として挙げられているのは、「四八年度の成績評価のありかた」であるが、これもまた、きわめてあいまいで、根拠がないことを以下……：という意見があつて、そのまま認めたかこうになつた

に明らかにする。

た。（三月七日）

① まず、「四八年度の成績評価」は、たとえ四八年度の教養課程の授業の中で形式において、あるいは内容において、一般的に問題があるとしても、またさらに、たとえ申請者の担当した授業・成績評価に限って問題があるとしたところで、それはあくまでも「四八年度」における問題であり、およそ「四九年度授業」とは切り離されて考えるべき事柄である。

② 教授会は、〔II〕(1)の場合と同様に、もともと授業内容・成績評価等について、教授会等がその担当教官をさし置いて介入などしないことになっているために、四八年度授業内容・成績評価のありかた等についても、従来どおり、申請者の場合を含めて一般的には問題にしてこなかつたのである。

③ 当初、教養部当局（教養部長、教務委員）が、「点数評示でないと事務上支障をきたすので合格評示を点数評示に訂正してほしい」と担当教官である申請者に言わせたことは、①②のふまえがある限りにおいては、申請者にとって納得のいくことであった。従つてその限りでの、訂正については「その点は考慮し、春休みが明けてから検討していく」ことを申請者はのべた。なお教務委員に対しては、①②のふまえがきはくで扱い方に危惧を感じさせたので公平・公正をきすよう要望し（二月二七日）、また教養部長に対しては、教養部長が合格評示についてあくまでも申請者の教育上の信念にもとづいてのことと思う旨のふまえを示されながらも、現実には教養部長が「正式なはなし」を申請者に持ち出すことによつて否応なしに別次元の問題に転化しあげてゐることを述べ

ところが實際には、以下にみるとおり、問題の立て方は全く倒錯・混乱をきわめており、教授会が「四八年度の成績評価のありかた」を「四九年度授業をとり上げる」、しかも、申請者からのみとり上げる「理由」へと押し上げていった過程とは、①②③④の諸点について原則的に検討するのではなく、それらをただなしくずし的に、しかも申請者の場合についてのみ否定していったこと（それでもなお単位認定の事実までは否定しきれていないが）と、ただいまいに、従つて予断と偏見にもとづいてのみ、申請者の授業・成績評価の内容について、それだけを問題があるとしたことを示してゐる。

従つて、かような教授会の「審議」過程は、不可避免的に、申請者及びその授業等を、もつばら、排除せんとする衝動だけを貫くことになるといえよう。

⑤ 三月二〇日には再度「正式なはなし」ということで、申請者は教養部長から呼び出しをうけ、話し合いをもつた。その場では教養部長より三月一六日の会議が「成績表問題とは別な方向に行ってしまいました……」というように伝えられ、そのことをも整理して三点について、つまり、①四八年度成績表問題、②研究室問題、③四九年度講義概要掲載文問題について話し合つた。そして④については、前回三月七日の話し合いの延長上に補足的に乙ドイツ語（理2A）の成績表（その記載方法において、学生自身が自ら合格評示を書きこんだこと、あるいは一部において学生自らが聽講の事実を取り消したこと。提出方法において、学生が理2Aクラスとして提出したこと。）について十分に責任がもてるのかと問われ

れ、申請者は「何らあいまいな点はなく、十二分に責任がもてる」旨を述べた。（なお④については結論めいたものはなく、⑤については、教養部長が「納得できない」と種々問うたのに対しても申請者が詳しく説明したり、話し合つたのちに、教養部長は「必ずしも納得できたわけではないが、そこまで言うのであればあのままのせましょ」と結論的にのべた。）なおこの場に、教務委員も同席していて、④の部分の話し合が終つたところで退席していったのであるが、そのことは、当日は議題を整理して三点としたこと、つまり、問題は分けて処理すべきことに対する意見をはらつていなことを示した。従つて、こうした未分化・混乱が、先の掲載文問題においても、その極端に達したのではないかと十分に危惧させる根拠がありうるのである。

⑥ 四月一日の会議においては、教養部長が、申請者提出の四八年度成績表における合格評示については本人が書きかえの意思を表明しているし、乙ドイツ語（理2A）成績表については十分に責任がもてるとのべているので、成績表の問題については本日で打切りにしたい、他の問題（研究室問題）は部長に一任してほしいという提案を行なつたところ、それでは納得できないとして、教務委員自らが一教官として申請者に対する懲戒処分動議の提出を行つた。それに対して教養部長が自らの辞意表明をもつてした、そのような動議提出に対する反対の意志表明によって、三月二日の会議以降における四八年度成績表問題（あくまでも教育上の問題であり、①②③④の原則の上に立つて）と、「底流」としての一般的的

に申請者の「従来からの言行」を理由とした処分策動（①②③④の原則のなしくずし的解体、しかも申請者をかわきりとしての）とがここではっきりと対立し、しかも同時に処分策動が一挙的に表面化してきたのである。

⑦ 四月九日・一〇日の会議においては、教養部長の辞意表明を先の対立においてとらえることを回避し、別な理由（通算任期期間が四年をこえる等）において、また残りの任期を五月末までとすることにおいて、承認した上で、ついに申請者に対しては、四九年度授業のとり上げ、自宅研修の強要、研究室閉鎖といった、申請者から実質的に研究と教育のすべてをとり上げんとする全面的処分案すら提出されてくる。そして、それではあまりにも処分が明白であるとして、懲戒処分勧議の実質的採たくと、後日調査委員会を設ける等して、いずれ申請者を懲戒処分にしていくことを前提として、とりあえず応急の措置として四九年度授業をいつさいとり上げる旨の決議をあげていったのである。

以上すでに十分に、当該措置の不法性、不当性は明白であり、「通知」の言う「教学上の措置」なるものが、実は、全くの、懲戒処分のための第一段階でしかないことを示しているが、以下の諸点は、以上の不法性、不当性を、教養部当局がきわめてあいまいに「調査委員会」一処分委員会を設置し、その無限定な非公然活動を基軸にして懲戒処分を正式に推進していくことによって、カバーしきろうとする衝動と焦燥を示す以外の何物でもないと判断せざるをえないものである。

(1) ① 教授会は、四月二三日の会議において「調査委員会」の設

担当教官＝本人をふみにじる不当性と同時に、四八年度成績表の現実的処理の問題をも申請者に対する処分根拠・処分事由にしようとする意図を示しているとしかいえない。

(2) 六月五日前、就任間もない新教養部長は、申請者が教官控室に掲示してきた全文書を、本人に何のことわりもなく、係官に強制撤去させ押収した。このことは、一般的に表現の自由に対する侵害であることはいうまでもないが、次のように具体的にも不当なものであると考える。申請者は、五月二八日の会議に出席し、「提出・発表してきた文書についての説明」ということで、文書一覧表を提示し、当該措置が不法・不当であること、その措置の撤回の前提としてまず、四・一〇決議についての教授会としての統一見解、正式見解を明らかにすること等を発言したばかりである。それに、六月三日の会議で教官の掲示物について届出制にしたい旨の提案、了承がなされたとはい、その時点で届出制を保証する体制が何らなされていなかつたのはもちろんのこと（ちなみに、教官掲示板が設置されたのはなんと六月二〇日頃のことなのである）、その提案趣旨としていわれた、スペースの問題にしろ、時効のことにして、いずれも申請者の場合に何らのさしさわりも、該当もしていなかつたことは明らかである。

従つて、この掲示規制は、五月末までのいっさいの事実関係、経過を申請者を無視して一方的に破棄し、問題をもっぱら処分問題へと限定し、強行的に推進せんとする方向性を示したといえる。しかも押収の目的が、「調査委員長」からの「撤去して返してしまわないでほしい」「調査委員会としてはいま資料し

置を決定し、委員の選出を行なった。しかし、その設置目的、性格等については、「懲戒処分を前提とするものではない」（四月二四日教養部長発言）ともいわれながら、一方では、「明確にできない」（七月一七日議長＝教養部長発言）とされたのである。従つて、「調査委員会」は、その権限がいかようにも限定されることがないままに、全く委員らの自由裁量によって、しかも、当該措置の決定以後に設置されたというその時期からしても、もっぱら申請者に対する懲戒処分事由を、なぜ「懲戒」なのかも含めて全くあいまいなままに、つくり上げることにしかならないといえよう。その上「調査委員会」が一貫して秘密主義をとり続けたことは、そのことを強めこそすれ、その逆ではない。

② 四月三〇日に正式に発足した「調査委員会」は、五月一日教養部長に対して申請者提出の四八年度成績表を調査資料として差しおさえた旨を申入れた。すでに四月二五日に申請者は、「書きかえ作業を行なつていただきたいので提出ずみの成績表を返却してほしい」旨を教養部教務係に申入れた際に、申請者は、教養部長とのあいだに、すぐ返してもられないのは納得できないが、当面教務係にとめおくのは、ただ事務上の必要にのみもとづくこと、あたらしいのが提出されたときにはひきかえに返却することを、確認していた。その上かさねて、教養部長ならびに教務係には、責任者である担当教官＝本人の了承なしに勝手に、成績表をコピーしたり、持ち出したり、閲覧させたりしないことを強く申入れた。

従つて「調査委員会」の申入れは、明らかに先程の確認と

ゆう集しているところです」という発表に対応したことであるということは、とりもなおさず、いつさいの掲示文書を、あるいは掲示・表現行為そのものを処分事由へとネッ造せんとする意図に貫かれているといわざるをえない。

(3) さらに六月一五日教養部長は申請者に対して「合格・評示をきまりにもとづいて点数評示になおすこと」を命令的に示してきました。そして六月二五日には教養部長は、「部長決裁」で、育英会奨学生成績報告において、四八年度甲ドイツ語（農1B）の聽講学生のうちで、育英会奨学生である学生に対しては、「単位認定はされているが、成績評価は未提出である」と見なして「優」評価を抹殺した。

これらのこととは、すでに五月三〇日に申請者が教養部教務係に「四八年度成績表について 教養部長宛」なる文書を提出し、それにもとづいて教養部当局（教養部長、教務委員）が、教養部教務係名の文書でもって関連学部に点数評示「一〇〇」で作業をすすめるように処置したこと、それにもとづいて、関連学部が事務的にすべてを完了したことを、あらためて強権的にひっくりかえすことを策動したものである。

そして申請者の抗議、意見等にもかかわらず、教養部長は、七月九日の会議において、これら部長のとつてきた方法について追認を求めていたとはい、申請者＝担当教官を全く無視した不当性ならびに、八四八年度授業に権力的に介入し、現実に「優」評価と「評価ナシ」の二通りの成績評価をむりやりつくり上げたことの不当性は、まぬがれがたいものと考える。

そして、とりわけ、四八年度成績表の問題が、ついに、部長

命令に従うのか否かといったところに徹底してねじまげられ、处分事由に仕立て上げようとしたことは、もはや無謀以外の何物でもない。

(4) 六月以降の教養部当局（教養部長）の強権的措置ならびに姿勢は、ついに七月一七日申請者に対する懲戒処分問題「審議」のための会議の設定、ならびにそこの議事運営において、頂点的に示された。

① 七月九日、教養部長は、申請者のそれまでの大部分の発表・提出文書を、何のためかを明らかにすることなく、まとめて（といってもいくつかの重要な文書がぬけおちているのだが）教授会構成メンバーに配付した。そのまとめ方は、問題の扱い方のすさんさ、いいかげんさと、そもそも問題の立てかた自体に何の配慮もないことを如実に見せつけたといえる。

そして教養部長は、七月一一日に突如として七月一七日に「佐藤信行講師問題について」の会議の案内を出してきた。

② 教養部当局は、一七日当日はじめて「調査報告書」なるものと、申請者提出の四八年度成績表のうち、甲ドイツ語（農1B）と乙ドイツ語（理2A）のコピーを、申請者を含めて会議出席者にのみチエックの上配付した。

教養部長は、会議の冒頭にそれらすべてを持出し禁止とし、「審議」終了後に回収する処置をとることとした。なお机上には手ぎわよく、関連法規の抜粋が資料として配付された。

③ 以上の処置に引続いて、教養部長は、「調査委員会」は「調査報告書」の提出をもってすでに解散されたものとみなす旨

の驚くべき宣言を行なった。

④ 教養部長は、議長として「意見をのべるのは好ましくない、事実関係のみしばる」との議事運営をはかった。その上、すでに四月一日に出されている懲戒処分動議をあらためて正式に採択することをもって、同時に懲戒処分が妥当であるといふ結論を教授会として出したこととみなす旨の方針をとった。従つて、動議の採択以後においては、ただ若干の議決方法の議論のみをもって、最後にはもうすでにあらかじめ、(1)懲戒処分にすべきではない、(2)懲戒処分が妥当である、の二つの選択肢のみを刷りこんだ投票用紙がくばられていったのである。

これらのこととは、はつきりと「審議」をただ「調査報告書」（処分事由）の枠の中におしどめること、あくまでも意見、討議は封じること、きわめて形式的かつ安易にのみ結論を出すこと、を意味する。申請者＝当事者にあっても、いかように「弁明」の機会を与えられようと、またいかように「発言」したところで、丁度、いっさいの提出・発表文書を「調査報告書」の補完資料へと変質化させるのと同様に、ただ処分「審議」のアリバイへと仕組まれていくのである。

このことは、とりわけ③の事実によって、「調査報告書」についての責任の所在が全く不明確にされたために、「調査委員会」と教授会が、「調査報告」と審議とが区別されず、極端に無責任さ、イイカゲンさをさらけ出したことによつて、一層強化されていった。従つて申請者＝当事者が存在すること、及び発言すること自体が、処分事由を構成・再構成するよう指示してきた。

ここにまで結果させてきたゆえんは、ひとえに、当初そしていまも唯一の問題——授業・成績評価等に関する内容上の問題を、まさに「問題」として確立してこなかつた、確立していない点にあると、はつきり断言できる。

(5) 教養部長は、七月二六日付正式文書をもつて、申請者に対して、申請者が提出した昭和四八年度成績表のうち一律「合格」と記載されているものについて規程によって点数表示に訂正す

よう指示してきた。

このことは、「部長命令」をはつきりと正式文書にしたのかかもしれないが、申請者は、これまで展開してきたような原則的な立場に立つて、文書によつて回答したが、もし前記のいみ合いでなされたとすれば、その不当性についてはもはや言うまでない。

(6) 教養部長は、九月一七日の会議において、報告事項でも議事でもないということで、会議の最後において突然に、「調査報告書の一部喪失の件」について、ということで、若干の経過等の説明と同時に、七月一七日、一八日の会議を前記ふれたように、非公開、全くの秘密「審議」にしたについては「佐藤氏の人権の問題を守るいみでもあつたが、報告書の返還を求めたが返還できなかつた問題は、いまはそれらと別個と考へてゐる」と述べ、また、そのときはじめて申請者に対する懲戒処分問題を「学長に具申した」ことを明らかにすると同時に、「あらためて学長・評議会に報告しなければならない」と述べた。

申請者は、すでに(4)において展開したように、会議の非公開、秘密主義、とりわけ「報告書」についての責任の所在が全くあ

ことをひきおこし、当事者の発言権、反論する権利等あらゆる権利を不當に奪っていくことを結果させざるをえないものである。

申請者は、すでに問題のとり上げ方、立て方において慎重さを欠いているので検討しなければならないこと、教授会構成メンバーの全員が発言すること、「調査報告書」の執筆分担責任を明らかにすること等を提案したけれども、最後の点について「共著のようなものであつて明らかにはしない」というふたえ以外は、すべて実質的に無視された。

以上みてきたような強権的措置、運営ならばに全体としての極端な無責任さ、イイカゲンさに見合う形で、まさに「調査報告書」の内実は、およそ「客観的事実の提示に限る」などというレベルをかけはなれて、「ドイツ語の授業とはいえないような『授業』をやっていたのではないか」とか「遺憾すべきはそうした行動もさることながら、むしろそれら文書にあらわれた同講師の態度なし姿勢にある」というように、「同講師の從来の主張」とか総じて「佐藤信行講師の大學における教官としての言行」を問題にするというように、あからさまに申請者の思想信条を問題にしているのである。そして、申請者の思想・信条こそが、たえざる内容と形式の混同、根拠のない事実の列挙等をつらぬいて、それこそが本質的な処分事由であることを暴露している。まさに思想・信条＝申請者の存在根拠から処分しようとする、この「懲戒」処分策動は、まさにこの点においてもつとも本質的に不当であるといわねばならない。

いまいにされたために「報告」も「審議」も無責任をきわめたことについて述べ、申請者に配付された「報告書」を申請者が保持するについては、すでに申請者の諸文書が「報告書」の「別冊資料」として配付、公開されている以上当然であるし、もともと当事者としての当然の権利もあることを述べた。

それぞれに応じて内容的には教養部当局は、「[口]不法・不当な「四・一〇決議」」—当該措置を撤回すること、その前提として教授会は、「四・一〇・一〇決議」について統一見解、正式見解を明らかにすること、また問題は、あくまでも四八年度成績表問題であり、それについては徹底して内部討議と相互批判が行われなければならないこと、[四]

「学長への具申」は、いつ、どのような内容をもってなされたかについて、いっさい明らかにされていないが、それもまして、教養部長が七月段階にいたるまでにおいても、申請者に対して、「人権の問題を守る」ような姿勢、措置はあるで示されなかつたのに、いまそのような虚偽を公言してみたり（このことは同日「佐藤さんのプライバシーの問題」や「他に転職する場合」——これは勇み足と思うが——を語った「調査委員長」についても同様であるが）、さらにあらたな処分事由をつくり上げる

△結語▽
いま新潟大学教養部をとりまく暗黒の翳が学生・職員の諸権利にまで黒々とおとしはじめたことは、以上述べてきた様々な不法、不當性が、人間の人間としての存在根柢にかかる、並々ならぬ本質的なことであることを示しているとはいえないだろうか。

△結語▽

いま新潟大学教養部をとりまく暗黒の翳が学生・職員の諸権利にまで黒々とおとしはじめたことは、以上述べてきた様々な不法、不当性が、人間の人間としての存在根柢にかかる、並々ならぬ本質的なことであることを示しているとはいえないだろうか。

要求事項は二つで、三周と行きが交渉総道の標準

交渉経過は、略其に置いておき、**〔二月末と四月一三日〕**四月一四日と五月三〇日、**〔六月はじめと九月末に分けることができる〕**

参考資料

[1] ① 若干の補足と要望について（四九・三・一、教養部長宛）
② 質問状（四九・三・三〇、△教務係▽宛）
③ △抗議状△及び△補注△について（四九・四・一、教養部長宛）
④ △抗議△と若干の△質問事項△について（四九・四・八、教

⑤ 二つの「公開質問状」(四九・四・一三、教養部長・教務係宛)
⑥ 「抗議状」—「申入れ書」にかえて—(四九・四・一四、教養部長・教務係・教授会構成員各位 宛)

(※印の個所一二二字脱落・三四頁参照)

- (⑧) △申入れ書△（四・一四△抗議状△）△申入れ書△にかえて△「申入れ書△」への補足△（四九・四・一七、教養部長・△教務係△・教授会宛）

(⑨) △糾弾状△（四九・四・二五、教養部長・△教務係△・構成員各位・全担当教官宛）

(⑩) △公開質問書△（四九・四・三〇、△教養部長候補適任者・各位宛）

(⑪) △糾弾書△（四九・五・八、教養部長・△教務係△・法学佐藤教官・△構成員各位・全担当教官宛）

(⑫) △五月一五日付、教務係、掲示（全学部学生向）△を断固として糾弾する——△五・八△糾弾書△への補足ならびに、再々度の「佐藤教官・甲、乙△ドイツ語△」（四九年度—四八年度）継続の△ことば△にかえて——（四九・五・二〇、△教養部長・△教務係△・△構成員各位・全担当教官宛）

(⑬) △△集中質問・糾弾書△（四九・五・二七、△教養部長・△次期教養部長・△教務係△・△調査委員△宛）

(⑭) 提出・発表文書一覧表について（四九・五・二八現在）（四九・五・二八、△教養部長・△次期教養部長・△教務係△・△調査委員）・△構成員各位・全担当教官宛）

(⑮) 四八年度成績表について（四九・五・三〇、△教養部長宛）

(⑯) 「調査委員会」なる黒いシロモノとその黒い策動を断固として糾弾する——（四九・二七△集中質問・糾弾書△への補足）（四九・六・三、△教養部長・△教務係△・△調査委員△宛）

(⑰) △△掲示△文書の強制撤去・押収を断固として糾弾する△（四九・六・六、△教養部長宛）

(⑱) △再度△掲示△文書の強制撤去・△一時的△押収を、並びに新規の黒い策動（四八年△成績表△問題の△アッショ的むしかえし△）を断固として糾弾する——△教養部当局・△教務係△・△調査委員△・△評議員△（会田教官）はまず私の今までのいつさいの質問事項にこたえることが先決である——（四九・六・二四、△教養部長・△教務係△・△調査委員△・△評議員△宛）

(⑲) △四八年度△成績表△（△授業△）に対する権力的介入、△正△、△破壊△——△第二次△処分△策動を断固として糾弾する△（四九・七・八、△教養部長宛）

(⑳) △△七・一七△教養部教授会——△懲罰△（△処分△）なる問題把握・設定を、△第二次△処分、△第n次△処分策動を断固として糾弾する。△（四九・七・一六、△教養部長・△教務係△・△調査委員△・△評議員△宛）

(㉑) 電報「チヨウサイインカイホウコクシヨスミヤカニカエサレタン」への返信（四九・七・一九、「キヨウヨウブチヨウ」宛）

(㉒) △△昭和四八年度△成績表△に関する若干の補足について△（四九・八・三、△教養部長宛）

(㉓) △△四九・八・三、△新学大学△教養部△教務係△殿、△教務係△出頭△について△

調査委員会秘密報告

はしがき

(1) 昭和四九年三月一六日、教養部教授会は教養部専任講師佐藤信行氏が昭和四八年度に担当したドイツ語クラスの成績について提出した学年末成績表に問題があること、また同講師の研究室に学生が自由に入り出し、これが管理の上で問題があることにより、なんらかの措置が必要であるとしてこの件をとりあげて検討し、さらに四月二日、再審議したが結論を得るに至らず、なお繼續審議することとなった。

次いで四月一〇日、教授会は昭和四九年度授業の開始に当たり、上記の成績表に示された同講師の成績査定、及び「昭和四九年度教養科目講義概要」中に同講師がしるしたドイツ語の講義概要に基づくその授業は、本学教養部規程による学生のドイツ語履修にとって適当を欠くと判断し、教学上の応急措置として、同講師の本年度授業を授業時間表より削除することとした。

四月二三日、教授会はこの問題及び研究室管理の問題を根本的に解決するためには、佐藤信行講師の大学における教官としての言行について、事実調査をする必要があると認め調査委員会を組織することとなり、投票により委員八名を選出した。

これにより四月三〇日、第一回の会合が開催され正副委員長を互選の上、名称を「第二九八回教授会決議に基づく事実調査委員会」を設立した。

(2) 「会」とし作業を開始した。
調査委員会は調査の対象としては教養部教授会が当面問題として審議してきた次の事項を中心とした。

- ① 佐藤信行講師の成績査定と授業形態
- ② 同講師研究室の管理の状況

①は直接には昭和四八年度の成績査定が発端となっているが、その調査を進める過程でそれ以前についての事実をも調査をしておく必要があることを認め、その作業を行なうこととした。

②は教養部が現在地に移転した昭和四五年の翌年より同講師の研究室に学生が自由に入りしはじめ、以後これが常態化し、喧騒が甚しいため他の研究室へ迷惑を及ぼしていたという事実により、昭和四五年度以降の状況にわたっても調査することとした。

ところで佐藤信行講師については、上記の諸事実の外にも長期間にわたって教授会を無断欠席し、また教官の職務分担の責任を履行していない事実があったことから、これらをもとりあげることとした。

以上のほか同講師の行動には、これまで教養部教授会及び大学の管理機関の規程や決定に違反し、あるいはその実施を妨げた疑いがあるため、これらの事実についても明らかにし、参考として用意することとした。以上の方針に基づいて調査したのでその結果を報告する。

報告は客観的事実の提示に限り、事実及びその意味についての評価は努めて避けることとした。またそれぞれの調査内容は客観的資料及び調査に応じられた方々の証言に基づいている。

(3) この報告は新潟大学教養部教授会の審議の目的のために作成された。

第二 佐藤信行講師の成績査定と授業形態

II 昭和四八年度の成績査定問題について

昭和四九年三月一六日（土）、第二九四回教養部教授会は、既に前回出されていた教務からの提案と、教官一〇余名の連署による要請に基づいて、「佐藤信行講師の成績査定及び研究室管理の問題」を議題として取上げた。

前者については、既に前回、同講師提出の四八年度成績表の内容紹介が教務委員によつてなされていたが、今回はまず教養部長より、これらとの問題をめぐられ、同時に部長の説得とこれに対する佐藤信行講師の応答が報告され、同時に、二、同講師の部長宛質問状、及び三、同講師の四九年講義概要記載文章の紹介がなされた。

一、の部長報告においては、佐藤信行講師が自己的成績査定の非を認めない態度を堅持していることと、その反面、同講師が、「合格」という自己の成績表示が各種の内申書類の作成を不能にするなどのことから、学生に不利益を及ぼすという点のみを考慮して、再査定を行う意向をもつていることの二点が紹介された。

次いで審議に入り、多くの意見の交換が行われたが、結局当日は、この議題を継続審議とすることを確認して終った。

その後、この問題は、四月二日（二九五回）、四月九日（二九六

回）とし作業を開始した。
教務係事務官の報告によると、これらの成績表が教務係に提出された状況は次のとおりである。

- (a) 指定理2A乙ドイツ語（講義番号五五九）成績表の評価表示の様式、及びそれが提出された際の異常な状態についての報告を教務係事務官より受け、直ちに調査に当たった。その結果、教務は以下の諸事実を確認した。

(1) 教務委員によって確認された事実

これよりさき同年二月末、教務委員は、佐藤信行講師担当理学部指定理2A乙ドイツ語（講義番号五五九）成績表の評価表示の様式、及びそれが提出された際の異常な状態についての報告を教務係事務官より受け、直ちに調査に当たった。その結果、教務は以下の諸事実を確認した。

(1) 成績の表示様式

同講師が四八年度末に提出した三通の成績表の様式は次のようである。

- (a) 指定理2A乙ドイツ語（講義番号五一七、五一八）：
全員「合格」と表示。
- (b) 工指定、工1E甲ドイツ語（講義番号五三三、五三四）：
全員「一〇〇」と表示。
- (c) 工指定、理2Aドイツ語（講義番号五五九）：
全員「合格」と表示した上、その中の一二三名に関して、横線により番号、氏名、「合格」などをすべて抹消し、修正印が押されている。

上記三通の成績表のうち、(a) 農 1 B (五一七、五一八) 及び(b) 工 1 E (五三三、五三四) の二通は佐藤信行講師自身によつて提出された。「成績表示に疑問があるなら説明をするから、誰でも自分の研究室に来て欲しい。」という趣旨の発言を残したほかは甚だ異常であった。

約二〇名ほどの学生が教養部教室棟の廊下をデモ行進した。その時のシュブレヒ・コールは「教務粉碎、単位奪還」であった。このデモ隊学生はやがて教務係事務室に入り、上記の理 2 A 乙ドイツ語の成績表を提出した。事務官が「なぜ成績表を教官が提出せずに学生が提出するのか?」、「なぜこのように多数の学生がこれを持参したのか?」などを聞いたところ、「このような成績表は、教務が受理しないだろうと思ったのでみんなでやつて来た。」と答えた。

事務官は、「教務係は、担当教官の認印のある正規の成績表であれば受け取るほかない。……問題があれば教授会がこれを扱うであろう。」と述べ、受理する意向を伝えた。ただ、成績表の中には一三名の氏名、評価の削除があり、これに修正印が押していないことを指摘し、担当教官の修正印が必要であるというと、それならば、担当教官から印鑑を借りてくるといい、これを持参した。成績表の上の修正印は、この経過を経て、事務官の手によって押印されたものである。

③ 成績表記入の行為

理 2 A 乙ドイツ語 (五五九) の成績表は、在籍番号、氏名、評

価とも、筆跡の異なる手書きによるものであるため、聽講学生の若干名によって記入されたものと推測された。(この推測は、次項で述べるこのクラス学生よりの事実聴取によつて確認された。)

④ 成績査定の過程

教務委員は上記の報告を受けたのち、この異常な事態の経過を確認する必要から、聽講学生若干名について事実聴取を行つた。休暇中のため、学生の多くは帰省していたので、たまたま電話連絡のとれた少数の学生に限定されたが、それらの学生の証言を総合すると、理 2 A 乙ドイツ語クラスの成績査定のプロセスは以下のとくであった。

「二月二六日(これは学年末試験の日程も終り、教官が学年末の成績を提出すべき締切り日となつて、いた日の翌日に当つている。)このクラスの学生たちは、学生間の相互連絡によつて招集された。これは正規の授業時間でもないし、教務係等の公的機関による招集でもない。

いつものように一部の学生がリードする形で、「成績評価をどうすべきか」をめぐつて討論が行われた。議論の趨勢は大体、「学生間の討論に基づいて学生が自主的に、教官に単位を要求する形でなされるべきである。」という方向へ進んだ。成績表の記入は、幾人かの学生が、身近かな友達の名前をまとめて記入する形で行われた。

番号、氏名、「合格」が記載されたのちに削除されるという処置を受けた一人である一学生は、「そのような成績評価決定のしかたに疑問を感じて退席した。」と述べ、他の一学生は、「このクラスでは、平素の授業時でも討論がよく行われ、時には深夜一

一時頃まで続いたこともあり、とても最後まで同席しえないと判断して途中退席した。」と述べている。

同じような発言をしているもう一人の学生は、「自分はクラスの他の者に比べれば割合多く出席した方だと思う。当日途中で退席したことで単位の取得が不能になつたのであれば、この査定に納得できないものを感じる。」と述べている。

⑤ 教務からの再査定の要請と同講師の応答

教務委員はその後、佐藤信行講師に対し、評価の形式が教養部規程に反するものであることと、不當に単位認定を拒否された

と思われる学生に対する責任の問題があることの二つの理由をあげて、成績の再査定を求めた。これに対する同講師の返答は、「なぜ教務委員の要請を受けなければならないのか理解しえない。評価は単に形式の問題ではない。授業の実質的内容と不可分に評価の形式が出てくる。一方的に形式的な規程違反を問題にするのは、実は不当に授業の内容に干渉していることなのだ。もし問題があるのならば公平に審査することを要求する。」という趣旨のものであった。なお、「公平に」とは、実際の授業の内容を含めて教

養課程担当の全教官の授業を再点検することであると説明された。

(2) 成績査定に関する職務違反のある諸点
以上の一経過によつて明らかになつた佐藤信行講師の、職務違反の疑いのある事実は次の諸点である。

① 教養部規程第七条(「科目の評価は考査により科目担当教官が行う。」)違反。

④ 学生間の討論の帰趨のままに、一律一〇〇点、ないし一律「合格」の決定をなしている。

△注△教養部で使用している成績表には、担当教官に対し次の三項目の要請が明記されている。

※ 受験者には、すべて評点を与えて下さい(一〇〇点と〇点)。

※ 評点のない学生については、評点記入欄に斜線を記入して下さい。

※ 五九点以下の成績は、赤字で記入または評点の下に赤線を引いて下さい。

これは教授会の承認を経ているものであるから、規程第八条の実施細則に相当するものといえる。上記の氏名・評価の抹消を受けた学生たちが理2A乙ドイツ語の聽講学生であったことは、(1)~(4)項で記した学生たちの発言からも明らかである。從つて聽講取消しの手続きがとられていない限り（実際にとられていらない）、評価欄に何らかの表示を必要としたケースである。

なお、抹消の可否は既に提出されている聽講票によつて判定されるが、佐藤信行講師は教務係からの要望があつたにもかかわらず、四八年度も例年のように、これを教務係に提出しなかつた。

III 昭和四九年度講義概要の説明について

(1) 佐藤信行講師の講義概要

上記の成績査定の経過と結果は、佐藤信行講師担当のドイツ語授業がいかなるものであったのかについて重大な疑問を喚起するものとなる。これを推測させる手掛りとなるものに、同講師が四九年度講義概要に記載した以下の説明文がある。

ドイツ語学科の場合、使用テキストの紹介をもつて授業内容の説明に代える慣例になつてゐるが、佐藤信行講師のこの説明文は、昭和四九年度教養課程担当教官打合わせ会議の席で問題となつた。一教官から、「ドイツ語教育の専門家の眼から見て、この説明文を、どのようなものと判断するかお伺いしたい。」という質問が出され、これに対してドイツ語担当の一教官は、「他の授業の場合は、提示されているテキスト名、著者名を見て、それがどのような内容の授業となるかを推測することができる。しかし、この（佐藤信行講師

の）場合には皆目見当がつかない。甲ドイツ語の方はプリントでテキストを用意するらしいが、それに付した説明は何のことか全くわからない。少くとも初級ドイツ語の授業の内容とは思われない。乙ドイツ語の場合は、列記しているようなものを素材にしてドイツ語授業ができるとは到底考へることはできない。」と述べた。これ以外にも幾つかの意見が出されたが、この説明文で解説されるようなドイツ語の授業もありうるという意見は一つも出なかつた。

(2) 佐藤信行講師の弁明

この説明文について佐藤信行講師は、三月二〇日、教養部長の同講師に対する説得の席で、弁明ともとれる以下のようなコメントを与えていた。

「我々のドイツ語／教務係におたずね下さい。」という文章は、指定されているクラス（農2B）の共通認識の上に立つて書かれてゐる。これは昨年度自分が甲ドイツ語を担当したいわばもち上りのクラスである。一年次の時の授業の全過程が前提になつてゐる。だから我々のドイツ語の内容は、ほかの人がわからなくとも、クラスの者はわかっている。だから、教務係におたずね下さいの教務係は、教養部校舎の一角にある教養部教務係のことではない。
ここでいう教務係は、そのような外在している教務係ではなく、我々のクラスに「内在している」教務係のことである。…テキストとして列記したもので語っている授業の内容は、ドイツ語の授業としては非常に多くの豊富な内容を含んでいる。」
このようなコメントを常識で理解するのは甚だ困難であるが、要するに、一般に大学において理解されているドイツ語の授業を行うのではなく、農2Bクラスの中でのみ通用するドイツ語の授業を行

うという意味であると思われる。もしさうであるとすれば、佐藤信行講師が、公然と授業拒否や授業放棄の行為をとつていてもかわらず、実は、ドイツ語授業とはいえないような「授業」をやつていたのではないかという重大な疑問が生ずる。

当調査委員会はこの疑問を解明すべく、遡つて四七年度以前の同講師担当の授業についても調査する必要があるとの判断に達した。

III 佐藤信行講師担当の授業について

(1) ドイツ語の授業形態について

昭和四五年度から四八年度までの四年間、佐藤信行講師の担当したクラスは、一七クラス（甲ドイツ語七クラス、乙ドイツ語一〇クラス）である。

調査委員会は、これらの授業がどのような形式で進められていたかを明らかにするため、同講師の授業を聽講した学生を対象として、できる限りその実状を知るべく努力した。しかし、このことば客観的情勢から極めて困難な仕事であった。こうした調査に積極的に協力する学生を見出すことが難しく、その事情聴取にあたつては、学生に被害のおよばぬよう細心の注意を払う必要があった。現在までに調査委員会の調査に応じた学生は二〇数名である。ここでは、これらの学生の陳述の中から、学生たちの個々の評価や感想は除き、個別の事情聴取において、これらの学生たちが共通して述べていて点のみを以下に列記する。（なお、同講師の講義概要の記載欄は、四八年度甲ドイツ語の一クラスが「初級ドイツ語（プリント）」となつてゐるほか、他は四年間すべて「未定」となつてゐる。）

甲ドイツ語（1年向）

講義番号	曜	限	指定	担当教官	教科書名・教科書価格
<525>	水	3	工C	佐藤	<初級ドイツ語>（プリント）
<526>	金	2			☆<wir>…<ich>…<du>～<ihr>各々を媒介するもの（<es><er><sie>は何か。その形成発展（<必然性>）とは？）

乙ドイツ語（2年向）

講義番号	曜	限	指定	担当教官	教科書名・教科書価格
<571>	月	2	農B	佐藤	<我々のドイツ語>教務係におたずね下さい。 (<Text>=<教養部のしおり><講義概要><時間表><聽講票>（出席簿）…<試験実施要項><試験問題><レポート課題><成績表>（評価・単位認定）…その他無数。 ☆<月曜4限>を奪ったものは誰か…<合格>から<…>に向けて…）

A 甲ドイツ語の場合

① プリント等により、初級ドイツ語について多少の授業は行なわれていたが、ドイツ語に関する議論が多かった。

② 指定クラスとして開講されていたにもかかわらず、他のクラスへ移る学生が極めて多かった。（このことは、特に四六年度歯1、及び工1Dに甚だしく、また乙ドイツ語の場合においても四七年度人文2Aがめだっている。）

③ 試験は行われていない。

④ 評点は、最後の時間に学生と話し合い、その時間に出席した学生に一律の評点を与えていた。

B 乙ドイツ語の場合

① 独文のプリントを配布することもあつたが、大部分の時間は討論であった。そのテーマはさまざまで、例えば、生協問題、成田空港問題、柏崎原発問題（外部から人を呼んで来たこともある）等である。

② 試験は行われていない。中間試験の時期にレポートを提出するよう要請されたが、それらはドイツ語学習の成果を問うようなものではなかった。四八年度の例をあげれば、レポートの課題は「前期の総括と今後の展望」であった。

③ 評点は、最後の時間に、学生との話し合いで決められた。

④ 常時出席する学生は少なかつた。（しかし、少数の例外を除けば、三〇名から一〇〇名以上の学生に一律に八〇点、六〇点、一〇〇点、「合格」の評価が与えられている。）

⑤ 学生が抗議した一事例

四六年度歯1クラスの場合、同講師の授業に学生が抗議して次のような問題が起つている。

IV 以上の問題に関連した佐藤信行講師の応答

(1) 成績表問題についての無反省な態度

教養部長並びに教務委員は、四八年度の成績評価が規程に違反している事実、及び氏名もろとも抹消された学生に対する責任の問題を指摘し、再三にわたって佐藤信行講師に再査定と成績表の訂正を要請してきた。これに対して同講師は、そのような職務違反の事実を否認するにとどまらず、反対に、部長ないし教務委員の問題の取上げ方自体を難詰し、みずからを正当化する発言をもつてこれに応えてきたのであるが、こうした事実は、同講師が、職務違反を犯していることについて何らの反省もないことを示している。調査委員会はこのことに関して、以下、同講師の発言内容のいくつかを摘要することにする。

① 「教養部長は私のいつさいの発言に対し規程を軸に、教官を管理する者として、さまざまな手口を用いて終始一貫対応した。」
（三月一日、教養部長宛 若干の補足と要望について）

② 「あの成績表が問題だというが、問題が形式的な規定違反や、事務上の不都合だけから出されている。これは一方的な問題の切りつめであり、問題の矮小化だ。……僕の出した問題には何も答えていない……。僕はそのレベルに立つていいから、そんな問い合わせに一切答えない。」（三月二〇日、教養部長説得の場における発言）「（自分の評価は）最も真面目で厳正で、責任あるやり方だと確信している。みんな真面目な成績表は、これまで新潟大学で出たことはなかったでしょう。……学生も大いに満足しています。」（同上）

(2) 教授会を無視する態度

四月一〇日の教養部教授会は、過去三回にわたる審議をふまえて、再び佐藤講師の成績評価その他の問題を議題として取上げた。その席で、種々論議のすえ、以下のような提案がなされた。すなわち、前日の教授会で出された懲戒処分の動議については、「それには事前に調査委員会を設けるなどして慎重に検討する必要がある」との強い意見もあるため、ここでは一応措いておく。しかし、学生に対する教授会の責任を考えるならば、新入生のガイダンスを五日後に控えた現在、とりあえず应急の措置を構じておくことが是非とも必要である。そこには、教学上の措置として、佐藤信行講師を四九年

授業開始時に、同講師から今後の方針として「毛沢東語録」をやるとの話があり、学生は、医者になるためにはドイツ語が必要であり、また甲ドイツ語の授業状況がこのようなことでは二年次になつてから乙ドイツ語の履修に不安があるので、きめられた内容の授業をやってもらいたいと申し出た。それに対して、乙ドイツ語も自分が担当してやるから安心しろとの答えであった。

学生から相談をうけた学部委員の教官は、当時の教務委員に善処方を要望し、これをうけて教務委員はドイツ語教官と相談の上、他のドイツ語クラスでこれらの学生を受け入れることにした。その結果、同クラスの学生は一名を残して全員他のクラスへ移ることとなつた。

（3）成績表の提出について

成績表の提出については、□で述べたような異常な状況が四八年度に起つていて、それ以前にも、提出が期限を著しく越えた事例はしばしば見られる。場合によつては、単位が取得できたかどうか不明のため次年度の聽講計画をたてるのに支障を来たした学生もあり、特に、成績処理を期限までに完了することを要求している教務委員及び教務係の事務官に多大の迷惑を与えてきた。例えば、四五年度秋の工学部学生の長岡地区移行に際しては、成績表提出の遅延が移行を困難にするおそれがあった。また、同年度学年末の乙ドイツ語の成績表は、二月末の提出期限を大幅に越えた五月下旬になつても提出されず、教養部長名による督促状さえ出されている。

なお、聽講票は一応受理していたようであるが、教務係へ提出されたことは一回もなかつた。

度授業担当からはすすることをここで決議してほしい、というものであつた。これには修正案その他の意見も出されたが、採決の結果、三分の二の多数をもってこの提案が可決された。

ところで、上記教授会決定の通知を受けた佐藤信行講師は、四月一日以来、教養部長、教務委員、及び教授会構成員等を名宛人とする非難文書を次々に作成し、これらに抗議状、質問状、糾弾書等の表題を付して関係者に配布し、同時にまた、教養部校舎内の各所に貼付する行動をとってきた。

しかし、遺憾とすべきはそうした行動もさることながら、むしろそれらの文書にあらわれた同講師の態度ないし姿勢にある。みずから大学の自治を担う教授会の構成員でありながら、これに出席することなく、あたかも部外者であるかのごとく教授会を中傷し、教授会決定を否認し、さらには教授会の存在そのものを否定しようとする言辞すらみられるからである。

こうした態度は、教授会すなわち「管理機関」、「管理機関」するわち「国家権力の手先」とする同講師の従来の主張を裏づけるものであろうが、調査委員会はこの点もまた取上げざるをえなかつた。これまで同講師のとつてきた諸々の行動のよつて来たる根拠は、この点にあると思われるからである。

以下、諸文書の中から順を追つて同講師の言葉を引用しておく。

① 「〔教授会の〕『決定』なるものの現実的な規定力がもうすでに破たんをきたしているという、ぬきさしならぬ現実がある……。〔中略〕それにもかかわらず、あるいはそれ故に、幻想・共同体――教授会の幻想の「規範力」に依拠するしかないことを、強く押し出そうとしている。」（四月一八日、△集中質問・糾弾書▽）

② 「△ともかくルール違反は明らか……なる発言（五・一四会田教官）に関連させて述べてみよう。〔中略〕△いかなる事実についての、いかなる根拠にもとづく、いかなる判断から排除して、△ともかく△無前提的に、△ルール違反△が叫ばれ、当然のごとく△ルール△法的拘束性、をおわせている点について指摘しておく。」（五月二七日、△集中質問・糾弾書▽）

とにかくわらず、現実的に拡大再生産するしかない、ひとつの現実的基盤があるのだと、はつきりと指摘できると思う。」（同右）
⑤ 「△ともかくルール違反は明らか……なる発言（五・一四会田教官）に関連させて述べてみよう。〔中略〕△いかなる事実についての、いかなる根拠にもとづく、いかなる判断から排除して、△ともかく△無前提的に、△ルール違反△が叫ばれ、当然のごとく△ルール△法的拘束性、をおわせている点について指摘しておく。」（五月二七日、△集中質問・糾弾書▽）

第二 研究室の管理その他について

① 五六二研究室の管理状況について

(1) 学生による五六二研究室の使用状況

教養部が現校舎に移転した昭和四五年の翌年から、佐藤信行講師の使用するB棟5階の五六二研究室に学生が自由に出入りし始めており、とくに四八年九月の生協総代会前から当該研究室はあたかも学生達の溜り場の様相を呈してきた。このことに関して調査委員会が認定した事実は以下のとくである。

① 不特定多数の学生による五六二研究室の使用、入・退室、通行等のため、通常の研究棟では考えられないような騒音が生じた。これらの学生の中には、教官に対して脅迫めいた言葉を浴びせる者や、下駄ばきを注意されると逆に教官に喰つてかかる

入れゞ)

② 「△四・一〇決議、にもとづく『四・一三教養部長通知』は、教学上の措置、を打出したゆえんは、『学生に対する責任、△教務係▽（会田教官）のやつてきたことは、全く無原則、無責任であつて、『学生をとことんこまらせきること、恫喝、責任転嫁、居なおり以外の何物でもなかつた。この△事実△こそ、何よりも雄弁に、『四・一〇決議』がいよいよ、何の根拠もない、ことを証明しているといえよう。』（五月八日、△糾弾書▽）

③ 「それは……『決議』をして、教授会の決議、として幻想の「規範力」をもたせ、その「力」によつて△ひと△を△処分△しようとすること以外の何物でもない。しかしながら、生活の具体的な過程を現実的に生きている△私△たちは、そのような△コケおどし、に何の根拠も見い出せないのは当然である。なおついでに言えば、現行ブルジョワ法体系は、それなりに階級社会の階級的利害を反映しているし、反映せねばならないわけであつて、そのような前近代的な幻想の「規範力」とその「力」による個人の抹殺に法的根拠を与える『いわれ』も、△とま、も有していないのである。」（同右）

④ 「実は、そのような現実△△学生による教授会団交あるいは説明会開催の要求△に対する、『教養部教授会』の『現実、ながるものの、すなわち、教授会』の依然たる、徹底した秘密性（非公開性）、閉鎖性が、△△ソゴをひきおこしているのだといふ点にこそ、非人間性と腐敗・堕落を、当人が好むと好まざる

者もあつた。

② 五六二研究室ではしばしば学生達の話し声や物音がしていったが、四八年九月以降はこれが常態化し、研究室の使用も深夜に及ぶことが多くなり、その上大工仕事のような異常な物音がたびたび聞かれた。

③ 四八年九月以降、生協前広場で一部学生による扩声機の騒音がひどくなり、教養部の授業にも大きな支障を生じさせていたが、これらの学生が扩声機を五六二研究室から持出しあるいは持帰つている現場を多くの教官が目撃している。

④ 四八年八月末頃、B棟4階研究室の教官が五六二研究室のやかましさにたまりかねて当該研究室に注意しに行つたところ、五人の学生が研究室中央の木机を囲んですわつており、ドアの右手の隅には謄写版印刷機が置かれていた。佐藤信行講師は不つていたところ、午前一時頃人文・理学部の警備の教官から、学生らしい者がB棟研究室に上つた旨通報があつた。警備の教官が教養部教官立合いのもとに五六二研究室を調べたところ、人文学部学生Aと理学部学生Bがガリ版切りをしていたので退去させた。

翌三月四日午後四時四十五分頃、教養部長ほか三名の教官が同研究室の様子を見に行つたところ、学生三名がいた。一教官が「何をしているのか」と問い合わせたところ、「革命の研究をしている」と答え、「出ろ。」「出ない。」等のやりとりがあつ

た。（なお前記の二学生は四九年三月一一日に起つた生協理事傷害事件で他の三名の学生とともに逮捕された。）

⑥ なお、五六二研究室に出入りする学生達が隣の避難室（五六四室）をも彼等の活動の場にしたため、教養部でやむをえず同室に施錠したところ、学生達は外国语図書室（五五一室）の入口ノブを避難室のノブと取り替え、五六二研究室の鍵で自由に避難室に入りきるようになつた。この避難室を点検したところ、周囲の壁はもとより天井にまでおびただしい数の落書きが残されていた。またこれらの学生達が無断で外国语図書室（五五一室）を使用し、討論したりビラ貼り用の糊をガスコンロで煮たりしていたこともある。

(2) B棟教官の被害状況について

学生が五六二研究室を使用することから生ずる被害についてB棟五階及び四階の教官から事情を聴取したが、被害の程度は個々の教官によつてさまざまであつた。

五階の語学教官の場合、建物の構造やその他の理由（たとえば自宅研修が多い、……等）で、さほどやかましいと感じたことはないという教官も少なくはなかつた。しかし、隣の研究室を使用している教官は五六二研究室の騒音のため他に研究室を移した。（その結果使用されなくなった同室が後に避難室に充てられることになった。）また他の隣室の教官は研究室の使用を断念し、一時A棟の研究室を利用させてもらつていた。

五六二研究室に学生が自由に出入りし使用していることで最も被害を受けているのは、同研究室及び避難室の下の諸研究室である。

四階のその他の研究室の場合には、廊下や階段を学生達が通行する

やかましい足音等を別とすれば、五六二研究室内の話し声や物音から直接被害を受けることは少ない。しかし下の諸研究室の場合には、学生達のやかましい足音や話し声、室内で何か作業をしているらしい物音等が研究活動の重大な妨げになり、とくに四八年九月以降においては、こうした騒音はしばしば研究活動を不可能にするほどひどいものであった。この状態は四九年三月まで続いていたが、生協理事傷害事件で五名の学生が告訴された前後から一時下火になつた。（ちなみに、逮捕された五名の学生は警察での取調べにおいて、前記の傷害事件で五名の学生が告訴された前後から出勤したことを自供したと伝えられている。）

(3) 五六二研究室の管理責任について

ところで、学生達による五六二研究室の使用について、当の佐藤信行講師は、前教養部長に対し、そのことは自分の関知するところではない（「自分は学生に部屋を貸した覚えはない。」）と述べているが、同研究室の鍵は多くの場合ドアの鴨居のところに置かれており、学生達がいつでも自由に出入りできる状態になつていて。

また四九年四月一〇日の教養部教授会決定をめぐって、これを非難する文書やビラが学内各所に貼り出されるいは配布されてきたが、これら一連の文書やビラは、この抗議運動なるものを推進している学生集団が五六二研究室及び佐藤信行講師と一体をなしている事実を、明白に示している。

一例をあげれば、

「△五六三▽空間に結集する△我ー我▽は確実に反撃を開始し○当局を追いつめ粉碎する！」

四／二七△佐藤処分▽粉碎友の会連絡△^{No.1}

より引用

かつてB棟四階研究室の一教官が五六二研究室の騒音について佐藤信行講師に善処してくれるよう親書で要望したことがあつたが、事態は改められなかつた。その後かなり経つてから、この教官が同講師に対し研究室の使用について再び口頭で強く注意を促したところ、同講師は「教官が迷惑しても構わない」と放言した事実がある。

III 研究費の使用状況について

佐藤信行講師の四六年度以降における研究費使用状況は、以下のとくである。

- (1) 四六年度、四七年度、および四八年度の研究用図書その他の物件に関する支出額はいずれもゼロであり、わずかにゼロックス使用料が研究費から支払われているにすぎない。
- (2) 電話料金の支出額は次のようになっている。

四六年（ただし九月から三月まで）	△一〇、九一九円
四七年度	△一〇、九一九円
四八年度	△一〇、九一九円
四九年度（ただし四月のみ）	△一〇、九一九円
	△一〇、九一九円

四八年度の電話料金が異常に増大しているのは、生協執行部の交替により五六二研究室を活動の拠点とするに至った学生達がひんぱんに電話を使用したことによるものと思われる。佐藤信行講師は、かつて教養部の一教官に「学生達に研究室を使わせるのは彼等に電話を自由に使わせるということである」旨語つて、「なぜ学生に教官用の電話を使わせるのか」との問い合わせに対しては、逆に、「なぜ教官だけが電話を自由に使えるのか」と反論した事実があるからである。

第三 教授会の欠席、職務分担の不履行について

昭和四五四年四月七日の第一九五回教授会（教養部現在地移転後最初の教授会）より四九年五月七日の第二十九回教授会まで、教養部においては一〇五回の教授会が開催されたが、佐藤信行講師はすべて無断欠席している。

- (1) 昭和四五四年四月七日の第一九五回教授会（教養部現在地移転後最初の教授会）より四九年五月七日の第二十九回教授会まで、教養部においては一〇五回の教授会が開催されたが、佐藤信行講師はすべて無断欠席している。
- (2) 学部委員による新入学生ガイダンス、ドイツ語の学科会議、ドイツ語の教室会議はいずれも欠席している。

第四 大学管理機関の決定に対する佐藤信行講師の違反行為等

以上のはかにも佐藤信行講師には、昭和四四年以後教官として守るべき節度を逸脱した数多の行動がみられた。しかしこでは専ら教授会決定、あるいは評議会決定に違反した行為のみをとりあげる。
(1) 昭和四四年四月一七日、旧理学部長室における教授会で、外部の不穏な空気を察知した議長が冒頭に議場を学外に変更することを提案したところ、同講師は強硬にこれに反対し、会議がその場所で始まるとき講師は議場をぬけだした。やがて二〇数名の学生が乱入して教授会のメンバーを、中断をはさんで八時間以上軟禁

のうそつるしあげた。このとき学生のリーダーが解散を宣言したのに、同講師は「これから一人一人の教官の自己批判をやろう」と解散に反対した。

資料3

(2) 四四年四月一八日、教養部の学年末試験のさい、同講師は農学部校舎内においてこれを阻止しようとする学生とともに、机を動かしバリケードをきずき、その実施を妨害した。

(3) 四四年一月二三日、本学の封鎖解除のさい、同講師は旧理学部玄関前にきずいたバリケードによって抵抗し、不退去罪の容疑で警察に逮捕され、同二五日まで留置された。

(4) 四五年四月三日、二月三日の教授会における教養部の五十嵐地区移転決議にもとづき正式の教養部移転作業が始まつたが、このさい学生一〇数名がトラックの荷台を占拠して作業を妨害し、出動した警官に乱暴を働いたため、学生五名が威力業務妨害と公務執行妨害の現行犯で逮捕された。このさい同講師はこれらの学生とスクラムを組み氣勢をあげ、教官の制止にもかかわらず妨害行為を行つた。

(5) 四六年三月本学の入学試験において、同講師は教育学部前広場で若干の学生とともに入試反対の気勢をあげ、ビラを配布するなど、試験実施の妨害行為を行つた。

(6) 四七年五月二三日、教授会に生協執行部を中心とする二〇数名の学生が佐藤信行講師名義の「公開質問状」をもって「大衆団交」を要求し、そのうち約一〇名が会議室に乱入して教授会を流会せしめた。同講師は残りの学生たちとともに会議室外の廊下に立つて成行きをうかがつていた。

以上

〔付載資料 略〕

ことをつうじては、未来へと開かれた解決に向かうことは、ついにありえないでありますよう。

私たちは、貴評議会が、貴大学教養部教授会の轍を踏むことなく、大学の理念にてらして問題を再考されること、そして、問題の重要性にかんがみ、その過程をひろく公開されることを、強く要望するものです。

一九七四年一〇月一日

京都大学教官有志

連絡先 京大教養部ドイツ語教室

野 村 修

新潟大学評議会 御中

東京理科大学から

資料1

宮内裁判 全面勝訴！

九月一九日、実に三年有余の長きにわたった宮内裁判は、我々の全面勝訴で幕を閉じた。我々が最終準備書面で述べた主張がほぼ全面的に認められた。これにより宮内講師は専任講師としての全ての権利を回復することになる。だが大学当局は過去の教員処分の例にならって、賃金だけは支給し、宮内氏の諸々の権利については明らかである。大学当局は今回の裁判が「仮処分」であり、形式的にはその地位が保全されたと言うにすぎない事を楯にとつて、処分の不当性を認めず、本訴で争うという方針を決め、すでに判決の二日前の教授会で支持を求めると言ふともない悪あがきをやつている。大学当局は完敗を既に自認しており、当日は弁護士はもちろん理事その他大学側教員は一切姿を見せず、得体の知れないガードマン三人となんの責任もない事務員の一人以外はすべて宮内側の傍聴人で法廷は占められ、大学側は完全に逃亡していたのである。しかも同日夕刻の二号館前での組合主催の集会の際、我々は組合員のみで三浦学部長に数分の会見を要求したのだが、日頃心やすく応じる彼は、

（※印の個所二三字脱落・三四頁参照）

貴大学の教養部教授会が、去る七月一八日、貴大学教養部講師佐藤信行氏にたいして、審議資料をも公開せず、本人の発言を聞く機会をも設けぬまま、「国家公務員法八二条によつて懲戒処分にすることが適當」と決議し、そのむね貴評議会に上申したことを、私たちには聞き及びました。私たち、京都大学教官有志は、強い关心と憂慮をもつて貴大学のこの状況を見まもらざるをえません。なぜなら――一九六八／六九年以降、現在に至る数年間は、一方において、当時全国の学生が提起した問題のひとつ、学問・教育の本質とそれをになう大学構成員のあるべき姿についての問いに、全身の重みをかけて答えることを志向して、真摯に、主体的に思考し行動することを続けている、佐藤信行氏のような教官を、しだいに稀少にするとともに、他方において、既成のものの批判者としてのみ定立されうる大学の理念を踏みにじり、問い合わせを圧殺し、みずから頗る眼を蔽いつつ、もっぱら強権に同一化することをもつて旧来の「秩序」を糊塗することに傾いている。教授会や大学管理機関を、各地に簇生させています。

しかし、このような分極化なし対立の状況は、大学管理機関が、右の教官の思考と行動を歴史的・具体的な脈絡において捉え、その論理と倫理を総体的に理解し、批判しあるいは肯定してゆくのではなくて、逆に、部分のみを形式的に抽出してこれに「法」や「規則」の枠をあてがい、枠からはずらといつてはたんに切り棄てる

居るにもかかわらず、会見を拒否してきたのである。外で待機していた学生達が、しごれを切らして支援のため廊下に座わり込むに及んで、しぶしぶ会見を承諾したのである。我々は裁判所がどの様な判断を下したか未だ大学側が検討していない段階で、大学側がこの様な一連の措置をとったという事に強く抗議する。そして今回の宮内勝訴の本質的な正当性を大学当局は冷感に受けとめる様要求する。

我々は当初から裁判に頼るのでなく、真実に対する謙虚な態度でもって、この処分に疑問をもつ我々との理性的な話し合いで解決すべきであると主張してきた。この我々の主張を拒否し、すべてを、「力」によって法廷の場に押し込めてきたのは誰であったか。そして大学当局はこの自からが押し込めた法廷の場に於て、苦心の末に偽造した「眞の理由のかくれ蓑である処分理由五項目」が我々の手によつて、完膚なきまでにたたきぶされた事を内心認めざるを得ないはずだ。そして理大では公知の事実である「紛争責任者」とい捲した学園紛争と軌を一にしており、一個人の力で引き起こせる類のものでなく、まさしく現在の大学のもつ根本的矛盾に起因するものであるが、それを「学生が騒ぐのは、アジる奴がいるからだ」という恐ろしく単純な論理で、宮内講師が紛争責任者に仕立てあげられていった過程、即ち一言でいえば「魔女狩り」の実態が暴露されたのである。そしてこの事を通して裁かれるべきは大学側である事を我々は明らかにしてきたのである。今回の判決は裁判所がこの様なことを再確認したにすぎないのである。又、せいぜい一ヶ月程度で判決の出る一般の労働事件に於ける「仮処分」と異り、宮内裁判

は仮処分とはいえ、三年有余の歳月を費やし、実質的に本訴の役割を代行をしていたのである。又最近司法の反動化の傾向が著しく、自己の階級的立場から「造反教師」に対し厳しい判決を出し続けている裁判所においてすら、宮内処分の不当性を全面的に認めざるを得なかつた事等を考慮すれば、今回の判決を機に宮内処分の本質的な不当性が名実共に真理として確定したのである。この様に理が我々の側にある以上、かくも長きにわたつて宮内講師及びその家族を肉体的精神的苦痛に追い込んだ大学当局及びその加担者は直ちに自己批判し、宮内講師の権利を全面的かつ速やかに回復しなければならない。しかるに伝え聞く所によると、大学当局は最高裁まで争うつもりであるというが、その醜惡な意図はみえ正在する。即ち一つは氣の遠くなる程長期にわたつて裁判に我々をくくりつける事によつて、肉体的精神的疲弊に追い込み、結果を解体させることによって裁判から手を引かせる事、次に宮内処分の責任者及びその加担者をその間にやつてくるであろう停年まで延命させてやる事、及び最後の切り札として上級審になればなる程、その傾向が著じるしくなるという司法の反動化にすがるというものである。だが宮内処分の白紙撤回闘争を終始一貫して持続させてきた我々のエネルギーは、この様な大学当局のいわば「人間」というものへの侮蔑に対する激しい怒りをバネにしているという事を認識しておくべきである。そして今後も居直りを続けるならば徹底的な糾弾を続ける。だが、彼等が自からの非を悟り、謙虚に自己批判し、行動でもつてそれを示す時（それは後述する我々の要求を受け入れる事である）我々は彼等を心から受け入れる用意がある。何故なら我々は基本的に「誰々を追放する」という類の彼等と同じ低次元の事を目的意識的に追求めの世論を作つていこう。

（※印の個所二二字脱落・三四頁参照）

してきたのではないからである。大学当局やその共犯者の大衆操作にのせられ、自からの目、耳、口をふさがれる事によつて、あるいは宮内処分から意識的に目をそらせる事によつて、結局は宮内追放を黙認してきた人達は、これを機に宮内処分の全過程を真摯な態度で検討してほしい。そして再び誤ちを繰り返さないでほしい。我々とは行動までは共に出来ないとか、宮内講師を全面的には支持出来ないとの見解をもつている人達は、奥平助教授がそうであった様に、

せめて大学当局に加担する事だけは断固として拒否してほしい。研究上の便宜あるいは経済的身分特典と引きかえに自からの良心を売らないでほしい。大学当局の本訴突入を許るせば、次はあなた方が

第二の三浦、第二の重倉、第二の富沢、……等の偽証者に仕立てられ、人間として腐敗し、堕落していく事を胆に銘じておられる方々に訴える。四面楚歌の状況の中ほんの一握りの我々だけでも非道な大学側をここまで追いかむ事が出来たのである。それは宮内処分の中に、自分自身をも含めた多くの人々に対する侮蔑や差別として警備を要請するだろうが、これを断固として拒否してほしい。

裁判所は警備が教員の思想・良心をしばるものと看破し、警備は教員の業務ではなく、サービス業務にすぎないとまで決めつけ、仮に教授総会等の決議を得ていても従う必要がないとの判断を示して

資料2

宮内裁判9・19判決を尊重し、控訴・本訴を断念するよう、全学署名をもつて訴えよう!!

一九七四年九月二十四日

東京理科大学教職員組合野田支部委員会

九月一九日、東京地方裁判所民事第一一部において、宮内康夫講師の解雇問題につき、次のよきな判決（主文）を下しました。

一、申請人が被申請人の設置する東京理科大学の専任講師である地位を仮に定める。

二、被申請人は、申請人に對し昭和四六年七月一日から本案判決確定の日まで、一ヶ月金六八、八六四円支払え。

三、訴訟費用は被申請人の負担とする。

判決理由は、膨大な文書であります、そのうち「四、免職の効

力」という項では以下のように述べております。(全文)

「第三項において認定したところによれば、申請人には、業務規程第一一条違反、研究室、製図室の管理不良、小浦助手に対する暴言の事実が一応認められる。しかし、それぞれの箇所において認定したような行為の動機、態様、背景等に照らすと、いずれも事案は重くなく、個々の事由を総合して評価しても、これらが業務規程第二条に定める「免職」に値する程、「勤務実績がよくない場合」(第一号)又は「その他職に必要な適格性を欠く場合」(第三号)に該当するとはいわれない。したがって、本件免職は、業務規程の適用を誤ったもので無効であるといわざるを得ない。」

このような、裁判所の判断のもとになったのは、宮内側一〇四件、大学側六四件の書証および宮内側七人、大学側六人の証人尋問の結果であり、裁判所がこれらを細大もらさずていねいに検討したことが判決理由全体を通してうかがわれます。それをうかがわせる事實を一つだけ紹介します。宮内側は、かつて三浦学部長が「理工日程」と称して、日誌的文書を回覧に付したものを見出し、「ここに三浦学部長の学生を馬鹿にした態度が見える」との趣旨で、裁判所に提出しました。ところが裁判所は、この文書のある箇所で、学部長が「先生は休むべき冬休み、春休みを返上して急げ学生に補講してやる必要はない。」と書いてある事実をとりあげ、一方において大学側が宮内講師の出勤日数が少いことを印象づけようとして持出したデータが、そのような常識的な休暇の期間を考慮せずに作成されていることをとがめているのです。この一事に示されるように、裁判所が真摯な姿勢で、真実を追求しつづけ、その結果として、宮内講師に理があることを結論したことに、我々は心から敬意を表した

いと考えます。

このたびの判決理由は、処分理由五項目に対する判断のみに限られ、その他の双方の主張については全くふれられておりません。これは、五項目の理由を事実に即して吟味するだけで、処分の無効性は明白となり、それ以上の判断は不要であったことを示します。この五項目についての判断を簡単に、要旨のみをここで紹介しておきます。(「…」は引用)

一、出勤不良について

大学側提出のデータは、それら自身のうちに矛盾があり、出勤の調査方法も、データの正確性を保証しえないし、全学部的休講期間や、夏休み、冬休み等を考慮していない。一般的出勤状況からして宮内氏の出勤は不良と断じられない。

二、特別勤務拒否について

「…教授総会や学部長に、決議や命令によって、職務外の事項を教員に対して、一方的に課する権限があることについては、これを肯定しうる主張、疎明がない。そうすると、特別勤務要請に従うことは、教員にとってその職務に属しない、いわばサービス業務にすぎないことになるから、これに従うかどうかは、各教員の自由な判断に任せられた事柄であるといわなければならない。そして申請人は、大学側の紛争収拾策に対する抗議表明などの理由から、教員としての自己の良心、信念に基づき、特別勤務を拒否したのである。このような申請人の態度は、各人の見解の如何によって批判の余地はあるとしても、これをもって勤務実績がよくないとか、大学教員として不適格であるとまで認めるることはできない。」

三、建築土事務所の開設について

学長の許可なしに開設したことは、たしかに業務規程違反。しかし、大学側は、このことを以前から知っていて、しかもさほど重視していないかったと思われる。宮内氏の事務所は営利を目的としていないし、他私学の例や、奥平証言等を考えると「大学教員として、職業上の不適格性の徵表とすることはできない。」また当事務所の仕事の規模等を考えると、建築土法違反とも認められない。

四、研究室、製図室の管理不良について

宮内研究室の鍵の保管について、「相当でない」点もある。落書きを放置したこと、「相手でない」。しかし、この落書きは、大学紛争という異常事態下におけるもので、最大限の管理を尽しても、その成果があつたとは期待されない。

五、小浦助手に対する脅迫について

宮内氏の行為(暴言)は軽率のそしりはまぬがれないが、事件は偶発的なもので、宮内氏は、「そうだ、こっちへこい」と怒鳴ったにとどまり、「著しく不当とまでは言いがたい。」しかも本人は反省していた。

組 理事会は法を守り、宮内の地位を認めるか。

資料3

9・30 対理事会団交の報告

教職員組合野田支部は、去る九月三〇日、宮内講師の処分白紙撤回をテーマに、神楽坂の出版クラブにおいて理事会と団交をもちました。出席者は、組合側一名(弁護士二人を含む)、理事会側は橋高、西鷗両理事、小谷学長、佐原事務局長等の五名です。以下はその時のメモをもとに作成した記録です。なお、△組△は△組合△△は理事会、△弁△は弁護士です。

理 法解釈の問題だ。判決が誤ることもある。本訴確定まで宮内の地位も確定しない。だが名刺に刷ってもよい。就業させよと判断は命じていない。

弁 理事会は仮処分の意味を誤解している。本訴が確定するそれまでの期間は、たとえ一時的であっても専任講師として扱えと命じている。就労権と地位とは一応別箇の概念だ。就労権に関しては強制執行は現実に不可能だが、地位の認定は仮処分でも拘束力を有するのだ。もし理事会が地位を認めないと、それは判決に対する△重大な挑戦▽だ。この点から通達（九・二五理事会決定）は非常に遺憾だ。地位は認めるか？

理 貨金を払うという意味での地位は認めている……

弁 それでは△学外者▽とはなんだ。

理 △さきほどから地位とか△学外者▽という言葉にこだわり続けてきたのは、これが認められない限り、団交が一步も進まないからだ。というのは、宮内の地位から発生する諸権利等について本日団交しようと考えていたからだ。

弁 宮内は、就労請求権をもつことを明確にしておく。

理 それは認める。しかし通達は撤回しない。本訴確定まで免職处分は有效だ。

弁 そうではないのだ△ 仮処分とは免職行為 자체を一時的ではあるが△無効▽としているのだ。これが判決の主旨なのだ。大高に

理 宮内の就労はどうしても認めない△ とにかく就労してもらいたくないのだ△ （これを何度も繰り返す）

弁 就労を妨げることは本来違法行為であることを認識してほしい。理 そうは思わない。貨金に対する地位だけ認める。

弁 その理解は誤っている。地位をバラバラに分解することはできないのだ。地位とはすべてを含んだ包括的概念なのだ。

理 それでは通達を検討しよう。また主文に対する解釈も一週間以内に出す。

組 九・二五教授総会の時宮内に退去命令を出したか。

理 私は知らない。△学外者▽という言葉も知らない。

組 判決後理事会は反省し、処分の誤りを認めるか。

理 反省もしないし、処分が誤っていたとも思わない。判決に承服できない理由は、私学の立場を全く無視していることだ。これを認めては私学の経営はできない。五項目すべてにわたり承服したい。

組 我々は過去幾度も団交し、その度に我々の主張はことごとく却けられ、理事会は判決にすべてを任せると言明してきた。そして判決の結果はこの通り明白だ。この判決を原点として話し合うべきだ。

弁 大学側の処分に落度があったのだから、本訴などやめ、話し合つたらどうか。

以上で時間切れ。次回団交日程は一〇月一五日前後、場所、時間、人数未定。最後に理事会は組合が学内秩序を守るよう要望。

東京理科大学教職員組合野田支部機関誌
八野田通信▽ No.五八 一九七四・一〇・二

京都から

京大農学部一〇教官賃金カット裁判の「終結」に当つて

一、一九六九年九月二一日、京大当局の機動隊導入による問題庄殺に抗議した農学部一〇教官の逮捕およびそれにもとづく賃銀カット事件に関して、その不当な差別的賃銀支払いをただし、その賃銀の完全な支給を求めて民事訴訟をおこしたのは、一九七〇年二月一四日であります。以来、今日まで、すでに足かけ五年におぶ年月を経過してきました。当初の公判経過は逐一、教対通信の形において、お伝えして参りましたが、第七回公判報告を最後にして、私たちの非力の結果、以後の報告を怠つてしまふことを、まず、お詫び致したいと思います。

二、第七回公判以後は、沢田敏男、長谷川浩、上柳克郎各教授、および立花下鴨警察署長について証人喚問をおこない、事件にかかわる事実関係を明らかにしてきましたが、昭和四七年七月、裁判長が東民夫より古崎慶良に交代するにいたつて、公判の内容もその進捗状況もにわかに変ることになりました。

裁判長は、この裁判を「行政処分事件」として処理するとの方針を示し、原告、被告とも問題の樹て方を整理し直すよう提案し

ました。しかし検討の結果、本件は法律的にみては行政処分として構成維持することは困難で原告、被告とも裁判長の提案に従い難いとの返答を致しましたが、この間はほとんど丸一年を空転させる結果に終りました。

三、このような経過をへて審議がようやく本筋にもどったのが昨年九月で、柏祐賀農学部長事務取扱（当時）の証人尋問を終えたのち、以後は原告側の最終弁論に当る市川定夫、福島義宏の証人尋問を昨年一二月と本年六月におこなうことによって結審するにいたつたのであります。この最終弁論では事件の背景と逮捕おおよび賃銀カットの不当性について再度、具体的に立証することを以て終始いたしました。

この最終公判で裁判長は九月二〇日に判決を下す旨宣告しました。

四、ところが判決を目前にした九月初旬にいたり、京大総長および農学部長から「できるごとなら、本件を判決によらず和解することはできないだろうか」との申し入れがあり、九月七日、一〇教官側として、一応、この申し入れを受け入れ、協議に入るとともに、裁判長に判決の一時延期を申し入れました。

五、以後、数回の協議を重ね、かなりの曲折をへたのち、一〇月一日にいたつて、次のような京大総長から一〇教官宛念書の手交と農学部長よりの一〇教官に対する賃銀カット分の支払いを以て、和解に合意することとしました。

六、「一〇教官宛 京大総長念書、一〇月九日付」

一、事件（裁判の原因となつた農学部一〇教官の逮捕・賃銀カット

ト事件）に関する一〇教官の主張は口頭弁論を通じて十分理解することができた。今後このようなことについては慎重に取扱いいたい。

二、一〇教官が本件によって不利益を蒙らないように十分分配するよう農学部長に伝える。

昭和四九年一〇月九日

京都大学総長 岡本道雄（署名）

中村一殿、高村泰雄殿、市川定夫殿、岩坪五郎殿、石田紀郎殿
北尾邦伸殿、龍本義彦殿、水原邦夫殿、福島義宏殿、今井敏行殿

七、「一〇教官より農学部長宛 領収書」

領 収 書

円也（各人の金額）

一、金 総長念書一項にかかる不利益分として右記の金額を受取りました。

昭和四九年一〇月一日

氏名印（各人の署名捺印）

京都大学農学部長 菊地泰次 殿

八、この和解成立により、一〇月一日午後、一〇教官側は弁護士を通じ、裁判長に訴訟取り下げの通知を致しました。

九、以上の経過を以って、本件は一応の「終結」をみるにいたつたわけですが、これによつて本件のもつすべての問題が解決されたとは決していえません。学内に発した問題が学内に帰つたことを意味するにすぎないと思います。

ここでは、さし当つて「終結」にいたつた経過報告をおこなうことによつて今日までのご支援にお礼申し上げるとともに、併せて今後のご批判、ご鞭撻を乞う次第であります。

昭和四九年一〇月一日

京都市左京区北白川追分町

京大農学部教官教対

あとがき

お元気でおいででしょうか。「通信」がおくれて、申し訳なく思つています。

地位保全をもとめてたたかれた民事裁判は、九月一九日、宮内氏の全面勝訴となりました。しかし大学当局は依然として「処分」を撤回しようとせず、宮内氏たちの闘争はなお続いています。

京都大学農学部一〇教官による、大学当局と国を相手どつての民事裁判は、別記のように一応の「終結」をみました。——経済学部助手竹本信弘氏にたいする評議会の「処分」審査は、目下はまだストップされています。

神戸大学講師（ドイツ語）松下昇氏、岡山大学講師（英語）坂本守信氏、徳島大学助手（薬理学）山本光代氏たちの闘争は、多様な形態をとりながら継続されています。三氏にたいして、人事院はいまなお、審理を再開ないし開始しようとしていません。三氏の闘争にかかる資料は、神戸、岡山、徳島の各地裁の公判記録だけでも厖大な量になると思われます。

この号では、ひとつには紙幅の関係から、またひとつには、三人の闘争がますます未聞の、複雑な領域へ踏みこんでゆき、編集者はその總体の相貌が早急にはつかみがたいものになつていて、三氏関係の資料の掲載を見送り、次号に廻すこととします。なお、資料を必要とする方は、三氏のうちのどなたかに直接連絡をとつて下さるよう、とりあえず希望しておきます。

また、東京の救援連絡センターの機関紙「救援」が一月から、各地での被「処分」大学教員・教官の寄稿を、連載しはじめています。一読してください。

(N)

新潟では、新潟拡大四・一九救援会が、すでにいくつかの資料集を刊行しており、それによつて、佐藤氏が教養部当局に送つた数かずの文書（公開質問状、抗議状、糾弾状）などを読むことができま

す。連絡先は、新潟市新通輪の内三二六の五、佐藤直樹氏です。

東京理科大学講師（建築学）宮内康夫氏が、大学当局を相手とし、